

明 選 管 第 7 6 号  
2022年(令和4年)11月4日

明石市長・明石市議会議員  
明石市長・明石市議会議員立候補予定者 様

明石市選挙管理委員会  
委員長 森 田 尚 敏  
(公印省略)

### 公職選挙法の遵守について

来春に明石市長・明石市議会議員選挙の執行を予定しておりますが、公平公正な選挙の実現のため、下記の点にご留意いただきますようお願いいたします。

#### 記

#### 1 政治活動用ポスターの掲示の制限等について（公職選挙法第143条第16項および第19項、第147条第2号）

公職選挙法の規定により、下記ポスターを選挙区内において新たに掲示することは禁止されております。

また、期間前に掲示されたポスターについても、引き続き選挙区内に掲示されている場合には、公職選挙法の規定に基づく撤去命令の対象となりますので、該当するポスターについては、以下の期日より前に全て撤去するようお願いいたします。

##### (ア) 掲示禁止の対象となる文書図画

①明石市長・明石市議会議員選挙の候補者等（現にその職にある者を含む。以下同じ。）の政治活動のために使用されるポスターで、当該候補者等の氏名又は氏名類推事項を表示するもの

②明石市長・明石市議会議員選挙の候補者等の後援団体の政治活動のために使用されるポスターで、当該後援団体の名称を表示するもの

##### (イ) 禁止される期間

任期満了の日の6月前の日（令和4年10月30日）から選挙期日までの間

#### 2 事前運動の禁止について（公職選挙法第129条、第143条第16項）

公職選挙法の規定により、選挙運動は、告示日（立候補の届け出）から選

挙期日の前日までの期間のみ認められております。この期間以外に、有権者に直接的または間接的に投票や当選を依頼する行為は、事前の選挙運動にあたるため禁止されています。

また、のぼり旗は看板の類と解されており、掲示するには、公職選挙法第143条第16項の規定を満たす必要があります。そのため、公職の候補者等の氏名が表示されたのぼり旗（政治活動用看板）については、政治活動のための事務所、演説会等の会場においては掲示できますが、街頭演説の場所では掲示できません。

### 3 寄付の禁止について（公職選挙法第199条の2他）

公職の候補者等（現職、候補者となろうとする者を含む。以下同じ）と公職の候補者等の後援団体は、選挙期間中に限らず、選挙区内にあるものに対して寄付することは、名義のいかんに関わらず、罰則をもって禁止されています。

政党その他の政治団体や親族に対するもの、政治教育集会（選挙前一定期間に行われるものを除く）に関する必要やむを得ない実費の補償（食事についての実費補償を除く）は禁止の対象から除かれます。

参考（公職選挙法第143条第16項）

16 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。以下この項において「公職の候補者等」という。）の政治活動のために使用される当該公職の候補者等の氏名又は当該公職の候補者等の氏名が類推されるような事項を表示する文書図画及び第百九十九条の五第一項に規定する後援団体（以下この項において「後援団体」という。）の政治活動のために使用される当該後援団体の名称を表示する文書図画で、次に掲げるもの以外のものを掲示する行為は、第一項の禁止行為に該当するものとみなす。

一 立札及び看板の類で、公職の候補者等一人につき又は同一の公職の候補者等に係る後援団体のすべてを通じて政令で定める総数の範囲内で、かつ、当該公職の候補者等又は当該後援団体が政治活動のために使用する事務所ごとにその場所において通じて二を限り、掲示されるもの

二 ポスターで、当該ポスターを掲示するためのベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものを用いて掲示されるもの以外のもの（公職の候補者等若しくは後援団体の政治活動のために使用する事務所若しくは連絡所を表示し、又は後援団体の構成員であることを表示するために掲示されるもの及び第十九項各号の区分による当該選挙ごとの一定期間内に当該選挙区（選挙区がないときは、選挙の行われる区域）内に掲示されるものを除く。）

三 政治活動のためにする演説会、講演会、研修会その他これらに類する集会（以下この号において「演説会等」という。）の会場において当該演説会等の開催中使用されるもの